

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 津市長 前 葉 泰 幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字足谷	3055	4068-ウ-3	山林	0.23	スギ	65	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限り で気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとし る。なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回 る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-3	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字中多福子	3165-24	4069-ウ-19	山林	0.53	スギ	56	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮し実施 するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計画 に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとし る。なお、木材の販売収 益から利用間伐及び販売 の経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され た甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とし る。	乙から甲に対して、金 銭の支払いが行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、 木材の販売収入額が確定 後、経営管理実施権者か ら甲に対して速やかに支 払いを行うものとする。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面の とおり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

以下余自

この計画に同意する。

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所氏名	氏名	性別	年齢	職業	備考
住	氏				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

「この計画に同意する。」

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1ー7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林				経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考					
番号	所 在									林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字五部ヶ淵	3156-7	4069-オ-5	山林	0.52	スギ	63	令和 2 年	15年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津 市森林整備計画に基づ き、存続期間中に、間伐 を1回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとし る。なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回 る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住 氏	所 名
住氏	所名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-8	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字足谷	3056	4068-ウ-5	保安林	1.04	スギ・ヒノキ	73	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮し実施 するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合は、 木材の販売収入額が確定 後、経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計画 に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとし る。なお、木材の販売収 益から利用間伐及び販売 の経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され た甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とし る。	乙から甲に対して、金 銭の支払いが行わない。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合は、 木材の販売収入額が確定 後、経営管理実施権者が 甲に対して速やかに支払 いを行うものとする。	経営管理権の設定区域 は別添図面のとおり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住	所
氏	名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字奥多稲子	3164-12	4069-7-1	山林	1.48	スギ	54	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計 画に添付された利益の 見積額を甲に支払うもの とする。なお、木材の 販売収益から利用間伐 及び販売の経費(経費の 見積額)を控除した額 が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に 支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金 銭の支払いを行わない。 ただし、経営管理実 施権が設定された場合 は、木材の販売収入額 が確定後、経営管理 実施権者から甲に対 して速やかに支払い を行うものとする。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面の とおり。
以下余白														

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	芸濃1-10	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字奥多稲子	3164-6	4069-ア-8	山林	0.34	スギ	65	令和 2 年	15年	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、津 市森林整備計画に基づ き、存続期間中に、間伐 を1回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとする。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。
以下余白														

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	芸濃1－11	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林						経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所 在			林小班	登記地目							面積ha	現況樹種	現況林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字一色	2838	4066-I-5	山林	0.58	スギ・ヒノキ	37	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いには行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者					備考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字瀧谷	2834-19	4066-Ⅰ-24	山林	0.17	スギ	59						
2	津市芸濃町河内	字瀧谷	2834-33	4066-Ⅰ-13	山林	0.02	スギ・ヒノキ	59						
3	津市芸濃町河内	字一色	2840	4066-Ⅰ-1	山林	0.14	ヒノキ	76						
4	津市芸濃町河内	字一色	2841	4066-Ⅰ-1	山林									
5	津市芸濃町河内	字一色	934	4066-Ⅰ-1	畑									
6	津市芸濃町河内	字一色	936	4066-Ⅰ-1	畑									
7	津市芸濃町河内	字一色	939	4066-Ⅰ-1	畑									
8	津市芸濃町河内	字一色	940	4066-Ⅰ-1	山林									
9	津市芸濃町河内	字東谷	3089	4068-ア-40	山林	0.52	ヒノキ	51						
10	津市芸濃町河内	字一色	946	4066-Ⅰ-34	畑	0.07	スギ	51						
11	津市芸濃町河内	字一色	948	4066-Ⅰ-34	畑									
12	津市芸濃町河内	字一色	955	4065-Ⅰ-4	畑	0.05	スギ	51						
13	津市芸濃町河内	字一色	955-1	4065-Ⅰ-4	畑									
		以下余白												

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所 氏 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸	印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所 氏 名		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1－13	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字足谷	3058-18	4068-ウ-24	山林	0.49	スギ・ヒノキ	61	令和 2 年	15年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
以下余白								11月2日	(令和17年					
								(公告月日)	11月1日)					

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名	住氏
...	...

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	芸濃1－15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号					
							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在			林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字川向	3172	4069-Ⅰ-14	山林	* 面積については整理番号芸濃1-14と合算して記載	スギ	53	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内	字川向	3176	4069-Ⅰ-14	山林									
3	津市芸濃町河内	字川向	3177	4069-Ⅰ-14	山林									
4	津市芸濃町河内	字川向	3182-1	4069-Ⅰ-14	山林									
5	津市芸濃町河内	字川向	3182-3	4069-Ⅰ-14	山林									
6	津市芸濃町河内	字川向	3183	4069-Ⅰ-14	山林									
7	津市芸濃町河内	字川向	3184	4069-Ⅰ-14	山林									
8	津市芸濃町河内	字川向	3185-1	4069-Ⅰ-14	山林									
9	津市芸濃町河内	字川向	3186-1	4069-Ⅰ-14	山林									
10	津市芸濃町河内	字川向	3189	4069-Ⅰ-14	山林									
11	津市芸濃町河内	字川向	3192	4069-Ⅰ-14	山林									
12	津市芸濃町河内	字川向	3193-1	4069-Ⅰ-14	山林									
13	津市芸濃町河内	字川向	3194-1	4069-Ⅰ-14	山林									
14	津市芸濃町河内	字川向	3195-1	4069-Ⅰ-14	山林									
15	津市芸濃町河内	字川向	3196	4069-Ⅰ-6	山林									

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者					備考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字川向	3172	4069-Ⅰ-14	山林	10.29	* 面積については整理番号芸濃1-14と合算して記載	スギ	53					
2	津市芸濃町河内	字川向	3176	4069-Ⅰ-14	山林									
3	津市芸濃町河内	字川向	3177	4069-Ⅰ-14	山林									
4	津市芸濃町河内	字川向	3182-1	4069-Ⅰ-14	山林									
5	津市芸濃町河内	字川向	3182-3	4069-Ⅰ-14	山林									
6	津市芸濃町河内	字川向	3183	4069-Ⅰ-14	山林									
7	津市芸濃町河内	字川向	3184	4069-Ⅰ-14	山林									
8	津市芸濃町河内	字川向	3185-1	4069-Ⅰ-14	山林									
9	津市芸濃町河内	字川向	3186-1	4069-Ⅰ-14	山林									
10	津市芸濃町河内	字川向	3189	4069-Ⅰ-14	山林									
11	津市芸濃町河内	字川向	3192	4069-Ⅰ-14	山林									
12	津市芸濃町河内	字川向	3193-1	4069-Ⅰ-14	山林									
13	津市芸濃町河内	字川向	3194-1	4069-Ⅰ-14	山林									
14	津市芸濃町河内	字川向	3195-1	4069-Ⅰ-14	山林									
15	津市芸濃町河内	字川向	3196	4069-Ⅰ-6	山林									

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	芸濃1-16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称) [redacted]		(住所又は所在地) [redacted]								
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所 在			林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字奥多稲子	3164-17	4069-ア-2	山林	1.06	ヒノキ	59	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いには行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内	字奥多稲子	3164-18	4069-ア-2	山林									
3	津市芸濃町河内	字中多稲子	3165-48	4070-イ-5	山林	0.31	スギ・ヒノキ	65						
4	津市芸濃町河内	字中多稲子	3165-49	4070-イ-5	山林									
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字中多稲子	3165-6	4070-イ-1	山林	3.36	スギ、ヒノキ	63	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、木 材の販売収入額が確定後 、経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計画 に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとし る。なお、木材の販売収 益から利用間伐及び販売 の経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され た甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とし る。	乙から甲に対して、金 銭の支払いが行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、木 材の販売収入額が確定後 、経営管理実施権者が 甲に対して速やかに支払 いを行うものとする。	経営管理権の設定 区域は別添図面のと おり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住所氏名	氏名	性別	年齢	職業	備考
住	氏				
所					
名					

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考			
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印				
	大字	字	地番													
1	津市芸濃町河内	字足谷	3050-1	4068-ウ-2	山林	2.86	スギ	56								
2	津市芸濃町河内	字足谷	3052-1	4068-ウ-2	山林											
3	津市芸濃町河内	字足谷	3053-1	4068-ウ-2	山林											
4	津市芸濃町河内	字足谷	3054	4068-ウ-2	保安林											
5	津市芸濃町河内	字足谷	3057	4068-ウ-2	保安林											
6	津市芸濃町河内	字足谷	3057-1	4068-ウ-2	山林											
7	津市芸濃町河内	字一色	2856	4066-ア-15	山林	0.55	スギ	67								
8	津市芸濃町河内	字一色	2860	4066-ア-8	山林	0.2	スギ	71								
9	津市芸濃町河内	字下之垣内	2939	4067-エ-10	山林	1.76	スギ・ヒノキ	76								
10	津市芸濃町河内	字下之垣内	2940	4067-エ-10	山林											
11	津市芸濃町河内	字下之垣内	2941	4067-エ-10	山林											
12	津市芸濃町河内	字下之垣内	2942	4067-エ-10	山林											
	以下余白															

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所	津市西丸之内23番1号
	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所	
	氏 名	

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。

なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃1-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
	大字	字	地番												
1	津市芸濃町河内	字中多福子	3165-25	4069-ウ-21	山林	0.58	スギ・ヒノキ	64	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回 る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。	
以下余白															

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所	
氏名	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	芸濃1-23	乙が経営管理権の設定を受ける森林						経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
			所在地			(名称)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)								
			大字	字	地番	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1			津市芸濃町河内	宇口多福子	3166-34	4070-A-65	山林	1.91	スギ・ヒノキ	63	令和2年	15年	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権者が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2			津市芸濃町河内	宇口多福子	3166-35	4070-A-65	山林				11月2日	(令和17年11月1日)	ただし、経営管理実施権者が設定された場合は、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	ただし、経営管理実施権者が設定した場合、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。		
以下余白																

[illegible]

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 氏	所 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸	印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 氏	所 名		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

印

住所氏名	氏名	性別	年齢	職業	備考
住	氏				
所	名				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	芸濃1ー25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字川向	3170-1	4069-Ⅰ-3	山林	0.39	スギ・ヒノキ	66	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合、経営 管理実施権者が経営管理 実施権配分計画に添付さ れた利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお 、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費(経 費の見積額)を控除した 額が経営管理実施権配分 計画に添付された甲に支 払う見積額を上回る場合 は、その額とする。	乙から甲に対して、金 銭の支払いが行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、木 材の販売収入額が確定後 、経営管理実施権者から 甲に対して速やかに支払 いを行うものとする。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面の とおり。
以下余白														

[illegible]

この計画に同意する。	住 氏	所 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸	印
権利の設定を受ける市町村(乙)				
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 氏	所 名		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所名	
住氏	

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸 濃 1-27	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称) [redacted]		(住所又は所在地) [redacted]								
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在			林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字中多稲子	3165-16	4069-ウ-16	山林	0.79	ヒノキ	63						
2	津市芸濃町河内	字中多稲子	3165-21	4069-ウ-16	山林									
以下余白									令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に、間伐を1回実施 する。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が提示し た企画提案書に基づいて、 森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等からの目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。た だし、経営管理実施権が設 定される場合は、経営管理 実施権者が確認を行うもの とする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮し実施 するものとする。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要し た経費は乙が負担し、乙が 実施する間伐の結果生じた 木材の販売による収益は乙 のものとする。なお、原則 として乙は間伐材の搬出、 販売は行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合、経営 管理実施権者が経営管理 実施権配分計画に添付され た利益の見積額を甲に支払 うものとする。なお、木材 の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積 額)を控除した額が経営管 理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を 上回る場合は、その額とす る。	乙から甲に対して、金銭 の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、木材 の販売収入額が確定後、 経営管理実施権者から甲 に対して速やかに支払い を行うものとする。	経営管理権の設定区域 は別添図面のとおり。

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	芸濃1-29	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所 在			林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	大字	字	地番											
1	津市芸濃町河内	字下之垣内	2943	4067-E-10	山林	0.92	ヒノキ	71	令和 2 年 11月2日 (公告月日)	15年 (令和17年 11月1日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
以下余白														

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所氏名	性別	年齢	職業	備考
山田 太郎	男	35	会社員	
山田 花子	女	32	専業主婦	
山田 次郎	男	10	小学生	
山田 一郎	男	5	幼稚園児	
山田 三郎	男	3	保育園児	
山田 四郎	男	2	保育園児	
山田 五郎	男	1	保育園児	
山田 六郎	男	0	保育園児	
山田 七郎	男	0	保育園児	
山田 八郎	男	0	保育園児	
山田 九郎	男	0	保育園児	
山田 十郎	男	0	保育園児	
山田 十一郎	男	0	保育園児	
山田 十二郎	男	0	保育園児	
山田 十三郎	男	0	保育園児	
山田 十四郎	男	0	保育園児	
山田 十五郎	男	0	保育園児	
山田 十六郎	男	0	保育園児	
山田 十七郎	男	0	保育園児	
山田 十八郎	男	0	保育園児	
山田 十九郎	男	0	保育園児	
山田 二十郎	男	0	保育園児	
山田 二十一郎	男	0	保育園児	
山田 二十二郎	男	0	保育園児	
山田 二十三郎	男	0	保育園児	
山田 二十四郎	男	0	保育園児	
山田 二十五郎	男	0	保育園児	
山田 二十六郎	男	0	保育園児	
山田 二十七郎	男	0	保育園児	
山田 二十八郎	男	0	保育園児	
山田 二十九郎	男	0	保育園児	
山田 三十郎	男	0	保育園児	
山田 三十一郎	男	0	保育園児	
山田 三十二郎	男	0	保育園児	
山田 三十三郎	男	0	保育園児	
山田 三十四郎	男	0	保育園児	
山田 三十五郎	男	0	保育園児	
山田 三十六郎	男	0	保育園児	
山田 三十七郎	男	0	保育園児	
山田 三十八郎	男	0	保育園児	
山田 三十九郎	男	0	保育園児	
山田 四十郎	男	0	保育園児	
山田 四十一郎	男	0	保育園児	
山田 四十二郎	男	0	保育園児	
山田 四十三郎	男	0	保育園児	
山田 四十四郎	男	0	保育園児	
山田 四十五郎	男	0	保育園児	
山田 四十六郎	男	0	保育園児	
山田 四十七郎	男	0	保育園児	
山田 四十八郎	男	0	保育園児	
山田 四十九郎	男	0	保育園児	
山田 五十郎	男	0	保育園児	
山田 五十一郎	男	0	保育園児	
山田 五十二郎	男	0	保育園児	
山田 五十三郎	男	0	保育園児	
山田 五十四郎	男	0	保育園児	
山田 五十五郎	男	0	保育園児	
山田 五十六郎	男	0	保育園児	
山田 五十七郎	男	0	保育園児	
山田 五十八郎	男	0	保育園児	
山田 五十九郎	男	0	保育園児	
山田 六十郎	男	0	保育園児	
山田 六十一郎	男	0	保育園児	
山田 六十二郎	男	0	保育園児	
山田 六十三郎	男	0	保育園児	
山田 六十四郎	男	0	保育園児	
山田 六十五郎	男	0	保育園児	
山田 六十六郎	男	0	保育園児	
山田 六十七郎	男	0	保育園児	
山田 六十八郎	男	0	保育園児	
山田 六十九郎	男	0	保育園児	
山田 七十郎	男	0	保育園児	
山田 七十一郎	男	0	保育園児	
山田 七十二郎	男	0	保育園児	
山田 七十三郎	男	0	保育園児	
山田 七十四郎	男	0	保育園児	
山田 七十五郎	男	0	保育園児	
山田 七十六郎	男	0	保育園児	
山田 七十七郎	男	0	保育園児	
山田 七十八郎	男	0	保育園児	
山田 七十九郎	男	0	保育園児	
山田 八十郎	男	0	保育園児	
山田 八十一郎	男	0	保育園児	
山田 八十二郎	男	0	保育園児	
山田 八十三郎	男	0	保育園児	
山田 八十四郎	男	0	保育園児	
山田 八十五郎	男	0	保育園児	
山田 八十六郎	男	0	保育園児	
山田 八十七郎	男	0</		

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙(経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者)が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。